

第3次豊能町男女共同参画プラン 今後の検討の進め方（案）

【世界・国・大阪府の動向】

- 令和元年に大阪で開催された「G20サミット」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」において、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記された。
- 平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置など、「男女共同参画基本計画」に基づく取組が推進された。
- 平成30年に「政治分野における男女共同参画推進法」が公布、施行され、また、令和元年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や、ハラスメント防止対策の強化などが行われた。
- 同じく、令和元年に「DV防止法」改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所が関係機関と位置付けられ、被害者の同伴家族も保護の適用対象となった。
- 令和3年3月に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定され、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」の二つの横断的視点が新たに設定された。
- DVに関する取組として、令和4年3月年に「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」が策定された。
- 府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行された。

1. アンケート調査結果から男女共同参画プランに以下の視点について盛り込む必要があるのではないか。

- 男女平等の認識が進みつつあると考えられるが、一方で役割分担意識も根強く残っており、男女平等に向けた意識改革に向けた啓発を更に進めるべきではないか。
- 社会環境も変化している中で、結婚に対する考え方も変化している。少子化対策と連動して、この状況についてもプランに何らかの支援策について盛り込んでいくべきではないか。
- 仕事面についても、女性・男性いずれも、意識面での啓発、教育に加えて、もっと就労しやすい環境整備も整え、支援すべきではないか。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力については、相談しなかった・できなかったという回答が多いことから、更なる相談窓口の周知など啓発を進めるべきではないか。

2. 「第2次豊能町男女共同参画プラン」策定（平成25年）より10年が経過しており、その間の社会情勢も踏まえて新たな視点も取り込む必要があるのではないか。

- ワークライフバランス〈仕事と生活の調和〉の推進やエンパワーメント〈すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう自立の力を育む〉の機会の確保を図るため、具体的には就労時間を減らす、家庭の時間を確保するための支援策を講じるべきではないか。
- LGBTQ〈Lesbian（レズビアン＝女性同性愛者）、Gay（ゲイ＝男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル＝両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー＝心と体の性が異なる人）、Queer／Questioning（クィアまたはクエスチョニング＝性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をつなげた略語で、いわゆる性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称〉など新たな考え方が生まれるなど、正しく理解し差別をしないためにも、新たに啓発を進めるべきではないか。

男女共同参画社会実現（第3次プラン）に向けての今後の推進項目 （案）

【男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進】

- ・ 教育、特に幼少期からの男女平等教育の拡充
- ・ 男女の性別役割分担の解消に向けての正しい理解
- ・ 少子高齢化が進む豊能町の実態に沿った啓発
 若年層向け、高齢者向けなど、それぞれの実態に沿った啓発活動
- ・ 政策・方針決定の場への女性の登用についての制度整備・啓発
- ・ 適材適所の任用のための男女の性差の正しい理解
- ・ L G B T Qなど、性的マイノリティ、多様性等に関する正しい理解

【働く場における男女平等の推進（女性活躍推進計画）】

- ・ ワークライフバランスの推進
- ・ 均等な雇用の機会・待遇等の確保
- ・ 女性の就労機会・登用についての制度整備・啓発
- ・ 働き方の見直しによる働き続けやすい就労環境、適材適所の任用
- ・ 育児や介護などについて
 法整備、制度拡充、制度を利用しやすい環境（周囲の協力、理解）
- ・ 男性による家事、育児、介護等についての啓発、意識改革

【全ての人々が安心して暮らせる環境の整備】

- ・エンパワーメント（特に子ども・若者の生きる力を育むため）の支援
- ・様々な困難を抱える人への各種福祉サービス等の拡充
（関係機関との連携、情報提供、相談体制）
- ・すべての人の社会参加の機会の確保
- ・男女が協働で行う地域活動への参加についての理解（就労環境、家庭等）
- ・仕事と家庭の両立による健康保持増進

【あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）】

- ・DV防止に関する啓発活動
- ・相談・支援体制の確保と関係機関との連携強化
- ・相談・支援体制についての情報提供、啓発
- ・セクシャルハラスメントに対する意識改革、相談・支援体制の整備
雇用形態、就労環境など、あらゆる面でのハラスメントに関する啓発
- ・性暴力・性犯罪に対する相談体制等への対応・対策の支援

（参考：DV相談の流れ（概略））

